

令和4年度 甲種防火管理新規講習のご案内

～南宗谷消防組合～

消防法第8条第1項に規定する**防火管理者**としての資格講習を次のとおり実施します。

1 講習種別

甲種防火管理新規講習（甲種防火対象物の防火管理者の資格を取得できます。）

2 講習実施日

令和4年9月13日（火）・9月14日（水）2日間

※2日間とも受講する必要がありますので御注意下さい。

3 講習定員

50名

4 講習時間、講習会場等

(1) 講習時間及び講習科目

講習時間	1日目 9時30分～16時00分	2日目 9時30分～16時35分
講習科目	①防火管理の意義及び制度	⑥防火管理者の責務と留意事項
	②火気管理	⑦火災事例研究と火気管理
	③施設・設備の維持管理Ⅰ	⑧施設・設備の維持管理Ⅱ
	④自衛消防Ⅰ	⑨自衛消防Ⅱ
	⑤防火管理の進め方と消防計画Ⅰ	⑩防火管理の進め方と消防計画Ⅱ
		⑪効果測定・修了証交付

(2) 講習会場

枝幸町中央コミュニティーセンター 2階イベントホール

枝幸郡枝幸町本町

(3) 受付時間

講習日	1日目	2日目
受付時間	9時00分～9時30分	9時00分～9時30分

※ 講習1日目は9時30分からオリエンテーションを実施します。

5 受講資格

防火対象物の防火管理者として選任される予定のある方。

6 受講申込方法

受講申請書を**防火管理者として選任させる予定の建物が所在する所轄の消防署（支署・分署）の予防グループへ提出**してください。

(1) 申込受付時間

8時30分～17時15分（土・日曜日及び祝日を除く。）

(2) 申込締切

令和4年8月31日（水）

(3) 申込時に、受講票をお渡ししますので、必要事項を記載して、講習日に持参してください。

7 講習科目の一部免除

(1) 免除対象講習科目

下記のいずれかの講習を修了し、修了証又は点検資格者免状の交付を受けている方は、該当する講習科目の受講が免除できます。ただし、効果測定は、免除ができる講習科目からも出題されます。

修了講習	講習科目
自衛消防業務新規講習	①防火管理の意義及び制度
自衛消防業務追加講習	⑥防火管理者の責務と留意事項
消防設備点検資格者講習	

- (2) 講習科目免除申請書
講習科目の免除を希望する方は、講習科目免除申請書を受講申請書と一緒に提出してください。
- (3) 講習科目免除申請書添付書類
交付を受けている講習の修了証又は点検資格者免状の写しを添付してください。
- (4) 受付時間
講習科目が免除される方の受付時間となりますので、ご注意願います。

講習日	1日目	2日目
受付時間	10時40分～10時50分	10時30分～10時40分

8 受講料

テキスト代 3,900円（消費税含む）

※ 受講申込の際に納付していただきます。（金融機関での払込みもできます。詳しくは、最寄りのお問い合わせ先にお聞きください。）

※ 都合により受講できなくなった場合でも、受講料は納入していただき、テキスト等の配付により代えさせていただきますことを御了承願います。

9 その他

- (1) 講習当日は、受講票と筆記用具を持参してください。（受講票は、受講申込時にお渡ししますので、必要事項を明記のうえ講習当日の受付時に提出してください。）
- (2) 遅刻、退席、受講中の喫煙・飲食及び携帯電話の使用は認めません。
- (3) カメラ等の撮影、録音は禁止しております。
- (4) マスクの着用、手指消毒、講習前の検温等の感染症対策にご協力をお願いします。
- (5) 新型コロナウイルスの影響で中止または延期する場合がございます。その際は電話連絡にてお知らせいたします。

◇◆◆お問い合わせ先◆◆◇

- 消防本部 枝幸町新港町
☎0163-62-1421
- 枝幸消防署 枝幸町新港町
☎0163-62-1119
- 歌登分署 枝幸町歌登西町
☎0163-68-2820
- 浜頓別支署 浜頓別町南3条3丁目
☎01634-2-2119
- 中頓別支署 中頓別町字中頓別
☎01634-6-2119

【講習会場案内図】

